

## 22. 訴因の特定・明示(1)－覚せい剤使用罪～最決昭56.4.25【百選 43】

### 【論述例】

1 「公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければなら」ず、「訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない」(256条3項)。しかし、起訴状の公訴事実は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、昭和54年9月26日ころから同年10月3日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤…若干量を自己の身体に注射し又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用した」というものであり、「日時、場所及び方法」について、概括的に記載されている。このような記載でも、「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定して」「訴因を明示」したといえるか。

2 まず、「罪となるべき事実を特定」したといえるか。

(1) 256条3項の規定は、裁判所に対し審判の対象を限定する(審判対象画定機能)とともに、被告人に対し防御の範囲を示す(防御権告知機能)ことを目的とするものと解される。もっとも、他の犯罪事実と識別し得る程度に訴因が特定されていれば、同時に防御の範囲も示されるから、被告人側において基本的な防御方針を決定することは可能であり、他方、具体的な防御の方策は、個別の事案ごとに検察官側の立証方法(証拠構造等)により大きく異なるから、防御権の保障は、第1回公判前の当事者間での請求証拠の開示(公判前整理手続に付された事件では、証明予定事実記載書面の記載、釈明や拡充された証拠開示)、冒頭手続段階での冒頭陳述や釈明によりなされることが実際的であり、かつ、手厚い防御保障ができる。

また、「訴因」は、刑事裁判所に対し審判を求める検察官の意思表示であるから、「罪となるべき事実」は、刑罰法令各本条における犯罪の構成要件に該当する具体的な事実でなければならない。

したがって、「罪となるべき事実」は、①他の犯罪事実との区別が可能であり、また、②それが特定の犯罪の構成要件に該当するかどうかを判定するに足りる程度に具体的に明らかにされていれば、その「特定」に欠けるところはないというべきである。

(2) ここで、覚醒剤自己使用罪は、1回の使用に対して一罪が成立し、複数回の使用罪は全て併合罪となる。そして、覚醒剤は近接した時に複数回の使用が可能である以上、日時・場所等が概括的な記載ではどの1回を起訴したものか明らかにならず、他の覚醒剤自己使用罪と区別できないのではないかという問題が生じる。

しかし、証拠上、複数回の使用が疑われない場合には、複数回の使用の可能性がないのであるから、殊更他の覚醒剤自己使用罪との区別を問題にする必要はない。

一方、証拠上、複数回の使用が疑われる場合には、正面から他の覚醒剤自己使用罪との区別が問題となる。この場合には、検察官が当該幅のある日時において覚醒剤の使用が2回以上あり得るのならば、最終の1回の行為を起訴した趣旨である旨を釈明することによって、他の覚醒剤自己使用罪と区別すべきである。

本件では、審理の過程において、2回以上使用したことが具体的に明らかになつていなければ、証拠上、複数回の使用が疑われない場合にあたる。そのため、他の覚醒剤自己使用罪との区別は問題とならない。

(3) また、覚醒剤取締法 19 条は、「次に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない」と規定し、同法 41 条の 3 第 1 号は、「第 19 条（使用の禁止）の規定に違反した者」は、「10 年以下の懲役に処する」と規定するところ、起訴状の公訴事実には、「被告人は、法定の除外事由がないのに、昭和 54 年 9 月 26 日ころから同年 10 月 3 日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤…若干量を自己の身体に注射し又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用した」と記載されているのであるから、当該事実が覚醒剤自己使用罪の構成要件に該当するものであることが明らかになつておらず、かつ、同罪の構成要件を充足する事実を漏れなく示しているといえる。そのため、覚醒剤自己使用罪の構成要件に該当するかどうかを判定するに足りる程度に具体的に明らかにされないと認められる。

(4) したがって、「罪となるべき事実を特定」したといえる。

3 では、「できる限り日時、場所及び方法を以て…特定」したといえるか。

(1) 犯罪の「日時、場所及び方法」は、これら事項が、犯罪を構成する要素になつてゐる場合を除き、本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ「訴因」を「特定」する手段として、「できる限り」具体的に表示すべきことを要請されているにすぎない。

したがって、③犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合には、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものである限り、「できる限り日時、場所及び方法を以て…特定」したといえると解すべきである。

(2) 覚醒剤自己使用罪においては、被害者というものがなく、行為の相手方や目撃者等も存在しないのが通常であるため、尿から覚醒剤が検出されて被告人が自己の身体に覚醒剤を使用したことは明白となつても、被告人が自白しない限り、具体的な使用の「日時、場所及び方法」等は明らかにならないことが多い。にもかかわらず、被告人は、捜査段階から第1回公判期日までは犯行を否認しているから、「日時、場所及び方法」について、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合と認められる。また、「被告人は、法定の

除外事由がないのに、昭和 54 年 9 月 26 日ころから同年 10 月 3 日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤…若干量を自己の身体に注射し又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用した」との公訴事実は、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものであるといえる。

したがって、「できる限り日時、場所及び方法を以て…特定」したといえる。

4 よって、「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定して」「訴因を明示」したといえる。

注 1) 段落 2(1)については、最判昭 24. 2. 10 並びに最決平 26. 3. 17 【百選 44】及びその調査官解説参照。

注 2) 段落 2(2)について、本判例の調査官解説は、「表示された日時、場所の範囲内で 2 回以上使用したことの、単なる一般的な可能性があるというだけでは、訴因不特定とするべきではない。…そもそも、起訴事実と他の事実との区別ということをいってみても、他の事実の存在自体が明らかでない場合には、どの程度特定すれば区別できたことになるのか、わからないはずである。従って、他の事実との区別は、審理の過程において、2 回以上使用したことが具体的に明らかになった場合…に行うことにならざるをえないし、またそれで足りると解すべきである」としている。

注 3) 段落 3(1)については、最大判昭 37. 11. 28 【百選 A17】参照。

注 4) 前掲・最大判昭 37. 11. 28 【百選 A17】は、「被告人は、昭和 27 年 4 月頃より同 33 年 6 月下旬までの間に、有効な旅券に出国の証印を受けないで、本邦より本邦外の地域たる中国に出国したものである」との公訴事実について、「本件密出国のように、本邦をひそかに出国してわが国と未だ国交を回復せず、外交関係を維持していない国に赴いた場合は、その出国の具体的顛末についてこれを確認することが極めて困難であつて、まさに上述の特殊事情のある場合に当るものというべく、たとえその出国の日時、場所及び方法を詳しく具体的に表示しなくとも、起訴状及び右第一審第一回公判の冒頭陳述によつて本件公訴が裁判所に対し審判を求めるとする対象は、おのずから明らかであり、被告人の防禦の範囲もおのずから限定されているというべきであるから、被告人の防禦に実質的の障礙を与えるおそれはない。それゆえ、所論刑訴 256 条 3 項違反の主張は、採ることを得ない」と判示している。これは、①他の犯罪事実との区別が問題となった事例である（本判例も、②他の犯罪事実との区別が問題となった事例である。）。

これに対して、最決平 14.7.18 は、「被告人は、単独又はA及びBと共に謀の上、平成9年9月30日午後8時30分ころ、福岡市中央区所在のビジネス旅館A2階7号室において、被害者に対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡させた」との公訴事実（第1次予備的訴因）について、「第1次予備的訴因が追加された当時の証拠関係に照らすと、被害者に致死的な暴行が加えられたことは明らかであるものの、暴行態様や傷害の内容、死因等については十分な供述等が得られず、不明瞭な領域が残っていたというのである。そうすると、第1次予備的訴因は、暴行態様、傷害の内容、死因等の表示が概括的なものであるにとどまるが、検察官において、当時の証拠に基づき、できる限り日時、場所、方法等をもって傷害致死の罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはないというべきである」と判示している。これは、被害者の死亡は1回限りしかあり得ない以上、①他の犯罪事実との区別は問題とならず、②それが特定の犯罪の構成要件に該当するかどうかを判定するに足りる程度に具体的に明らかにされているかどうかが問題となった事例である。

また、最決平 22.3.17 は、「被告人が、難病の子供たちの支援活動を装って、街頭募金の名の下に通行人等から金をだまし取ろうと企て、平成16年10月21日ころから12月22日ころまでの間、大阪市、堺市、京都市、神戸市、奈良市の各市内及びその周辺部各所の路上において、真実は、募金の名の下に集めた金について経費や人件費等を控除した残金の大半を自己の用途に費消する意思であるのに、これを隠して、…アルバイトとして雇用した、事情を知らない募金活動員らを上記各場所に配置した上、おおむね午前10時ころから午後9時ころまでの間、募金活動員らに、…不特定多数の通行人に対し、NPOによる難病の子供たちへの支援を装った募金活動をさせ、寄付金が被告人らの個人的用途に費消されることなく難病の子供たちへの支援金に充てられるものと誤信した多数の通行人に、それぞれ1円から1万円までの現金を寄付させて、多数の通行人から総額約2480万円の現金をだまし取った」との公訴事実について、包括一罪であるとした上で、「その罪となるべき事実は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはないというべきである」としている。これも、包括一罪では、犯罪を構成する個々の行為の個性・独自性は捨象されるため、その個別の特定は不要であり、全体として特定（他の犯罪事実との区別・識別）されていれば足りると解されることから、①他の犯罪事実との区別は問題とならず、②それが特定の犯罪の構成要件に該当するかどうかを判定するに足りる程度に具体的に明らかにされているかどうかが問題となった事例である（最決平17.10.12、前掲・最決平26.3.17【百選44】も包括一罪の事例である。）。

注5) 「できる限り」の要請に反した場合は、256条3項に違反することにはなるが、それに  
よって訴因が不特定（公訴提起が無効）になるわけではないとする学説がある。このよう  
な理解を前提とすると、「特殊事情」は「できる限り」の要請に反しないために必要な要件  
であって、本来の意味での訴因特定のための要件ではないということになる。